# 公共交通手段の確保に向けて

# 1.現状と課題

### (1)既存公共交通の現状

基幹となる公共交通について(右図の鉄道及び黒色実線のバス路線)

民営の鉄道、路線バスが自主運行。



これら既存の公共交通機関を守るために、車から公共交通への利用転換を進めるなど、公共交通の活性化を図る必要がある。

住宅地と駅や生活関連施設等を結ぶ利用者の少 ない路線(右図の青色点線及び赤色実線の路線)

(青色点線の路線)

利用者の減少により平成25年4月より休止。

(赤色実線の路線)

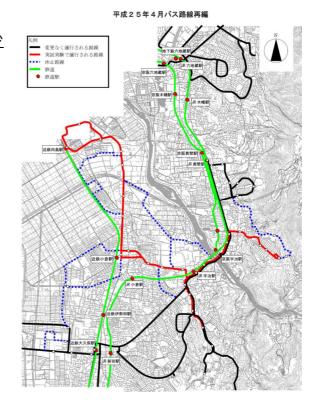
実証実験で運行中であるが小倉線、明星町線は 利用者が伸びず、厳しい状況。



地域住民の足を確保することは重要であるが、事業者による自主運行は難しい。



これらの地域への施策を考えなければならない。



### (2)地域の取り組み状況

バス路線が休止となった地域では公共交通を必要とする住民の意識が高まり、住民自ら利用促進の取り組みや交通手段の確保に向けた取り組みが行われている。



住民だけで交通手段の確保に取り組み、また、運賃収入だけで地域の交通を維持することは難しく、市が一定の支援を行う必要がある。

# 2.公共交通の確保に向けて

# 取り組みの手法について

【仮に市の補助のみで公共交通を確保する場合】

- ・住民の利用促進に対する意識が低くなるのでは?
- ・これまで経営努力を行ってきた事業者が、行政 の補助に頼ることになるのでは?
- ・公平性の観点から他の地域へも市の補助で運行すると、さらに行政負担が大きくなる。

### 【公共交通の確保ができない場合】

- ・休止されたバス路線は採算は取れていなかったが、1日数十人の方が利用。
- ・マイカーやタクシーの利用ができない住民は 日常生活に支障が出る。
- ・より便利な地域へ転出する住民が出てくると 地域が衰退するのでは?



住民、事業者、行政が協力し合い、利用促進に取り組み、 公共交通の運行を支える制度が必要。



住民と行政で公共交通の運行を支援する制度を作り、住民・事業者・行政の役割分担により、地域の足を確保する。

□ 地元が運行事業に関わることで、バスに愛着を持ってもらい、積極的な利用につながる。

運行を行う事業者はバス事業者、タクシー事業者の中から、地域のニーズに合った事業者を住民が選定する。

□〉事業者は利用促進につながる効率的な運行計画を提案する。

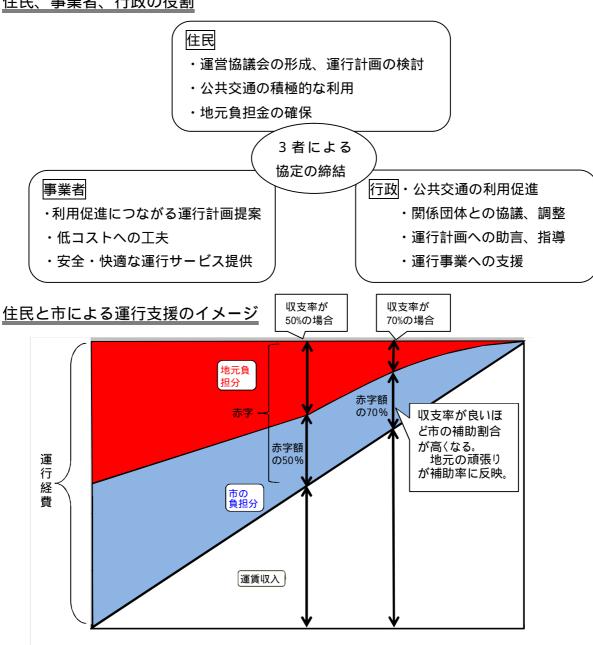
### 施策の基本的な考え方

公共交通の確保に積極的に取り組む地域住民に対して行政が支援し、地域住民・交通事業者・行政の役割分担により、地域の足を確保するとともに、公共交通の利用促進や地域コミュニティーの活性化につなげる。

# 3. 支援制度の概要

- (1)目的 住民の日常生活や外出のための交通手段の確保
- (2)対象地域 バス路線休廃止の対象地域(西小倉、槇島町、明星町)
- (3)手法 地元の協力体制づくりや一定の採算性の目途を前提に住民・事業者・行政 の連携により、事業者が小型バスやジャンボタクシー等を運行する。
- (4)市の支援 事業者の収支が赤字の場合、赤字額の一部に補助金を支出する。

# 住民、事業者、行政の役割



運賃収入の割合(収支率)

高い

低い

# 本格運行までの進め方(イメージ)

# 準備段階 ・地元運営団体の形成 ・アンケート調査 ・新たな交通手段の検討 ・関係機関調整 ・交通事業者の決定 ・3者による協定締結 ・道路運送法許可 ステップ1 試験運行:乗降客数、収支の状況把握 ステップ2

# 4. 今後の進め方(予定)

本格運行

平成 25 年 11 月 20 日 第 3 回公共交通活性化委員会

公共交通手段確保に向け て必要な施策



平成 25 年 12 月 地元ヒアリング(西小倉、槇島町、明星町) 交通事業者ヒアリング



平成 26 年 1 月頃 第 4 回公共交通活性化委員会

・ヒアリング状況

・支援制度(案)



平成 26 年 3 月頃 支援制度の策定



平成 26 年 4 月以降 協議が整った地域では 3 者協定を締結し、試験運行を開始。